

## 1. 11月補正予算案について

今回の補正予算は、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、緊急的な対策などを含めた約153億円が計上されているが、年末年始におけるこども・ひとり親等に対する支援をはじめ、第3期京都未来塾による再就職マッチング等での雇用対策、事業者による感染防止対策の補助金等の予算の増額など、いずれも緊急を要する取組であり評価する。

## 2. 防災減災対策について

### 質問要旨

政府は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、追加の経済対策を盛り込んだ本年度第3次補正予算案を来年度当初予算案と一体的な「15か月予算」として打ち出すべく、現在編成作業を進めており、その中で、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が本年度で終了するため、新たな5か年計画が検討されていると聞かすが、防災減災対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) コロナ禍以前に計画されていた、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策におけるハード面の河川整備などの治水対策や土砂災害対策の進捗状況はどうか。

(2) 新たな5か年計画については、これから国で詳細に検討されると思うが、本府が予定している事業計画の前倒しでの実施に向けて、どのように事業を推進するのか。

(3) 京都府国土強靱化地域計画の改定に当たり、近年の大規模災害やコロナ禍を踏まえ、ハード面のみならず、例えば、保健医療・福祉分野などソフト面において、今後新たにどのような取組を推進するのか。

### 答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

小鍛治議員におかれましては、ただいまは会派を代表されまして、今回の補正予算案に対しまして評価をいただき、厚くお礼を申し上げます。

防災減災対策についてでございます。

京都府におきましては、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を最大限活用し、自然災害に対する安心・安全に寄与する治水等の事業を大幅に前倒しして進めております。

このうち、治水対策では、22河川で延べ5km区間の河川の改修、5河川で延べ9km区間の樹木の伐採、また、土砂災害対策では、避難所や病院などを保全する46箇所もの砂防堰堤などの整備を進めているところでございます。

既に計画した全箇所事業着手しており、現在までに約8割が契約済となっております。工事現場における新型コロナウイルスの感染拡大防止に万全を期しつつ今後とも早期完成を目指してまいります。

また、この3か年緊急対策は、今年度で終了となることから、来年度以降の緊急対策の継続・拡充等につきまして、京都府としても国への政策提案等で強く要望しておりましたところ、今般、政府において15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策（仮称）」が策定されることとなったことを、高く評価をしております。

激甚化する自然災害への対策に加え、インフラの予防保全に向けた老朽化対策やデジタル化の推進も新たに対象となることとされており、京都府としてもこれを十分に活用し、府民の安全、安心に繋がる事業を重点的に進めてまいりたいと考えております。

京都府国土強靱化地域計画につきましても、来年度からの5年間を対象に、取組を更に強化していくための改定を予定しております。近年の大規模自然災害を踏まえ、危機管理センターの整備や住民の自主的な早期避難の促進など、ハード・ソフト両面にわたる対策を盛り込むこととしております。

さらに、感染拡大時の避難所における有症者の隔離や医療資材の備蓄等、市町村と連携して災害発生時の感染症のまん延防止に適切に対応できる体制を構築するなど、複合的なリスクを念頭においた改定を行うこととしており、引き続き、安心・安全な京都府づくりを進めてまいりたいと考えております。

---

### 3. 新型コロナウイルスを含む感染症対策に対応した分散避難について

---

#### 質問要旨

感染症を含む複合災害からの避難では、3密を避けた避難所運営が必要となり、本年発生した水害では、避難所の収容人数制限等により、避難先の確保が困難な避難者が発生したため、避難先の選択肢を一層増やすなど、分散避難を定着させることが急務と考える。他府県ではすでに避難所として旅館やホテルを活用するための協定を締結した例もあると聞かすが、新型コロナウイルスを含む感染症対策に対応した分散避難に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 本府に数多くあるホテルや旅館、簡易宿所などと災害時等における応援協定を結び、分散避難の充実を図るべきと考えるがどうか。

(2) 一時的な避難先として、民間施設の利用も検討すべきであり、市町村による分散避難先確保に係る取組を、本府は広域的な立場から調整できると考えるが、どのように進めるのか。

(3) 市町村と連携し、避難所の場所・受入人数や状況などについて、府民に正確かつタイムリーな情報の受発信を行う仕組みづくりや、分散避難者への支援拠点となる「避難ステーション」の設置が必要と考えるがどうか。

#### 答弁

次に、分散避難についてでございます。

災害避難における感染症対策として、分散避難により3密を回避する必要があることから、市町村において、できるだけ多くの避難場所を準備する取組が進められておりますが、宿泊施設や民間施設などの確保が困難となっている場合には、京都府としても、市町村を越える広域的観点から調整を図ることとしております。

まず、ホテル・旅館等の宿泊施設については、災害時に空室のある宿泊施設を紹介いただき、宿泊や入浴等のサービスを提供いただけるよう、京都府と京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との間で年度内にも災害協定を締結すべく協議を進めております。

民間施設については、施設の大規模駐車場などを車中泊に活用できるよう、既にリストアップしている対象施設の管理者と調整を図り、避難場所として確保し、その情報を市町村とも共有したいと考えております。

さらに、各市町村で避難所が不足する場合に備えて、京都府バス協会と締結しております協定に基づいて、避難者の移送手段を確保しているところであり、今後、被災時に市町村の避難所を相互に融通し合える仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

避難所情報の発信につきましては、避難先の混雑状況などの情報を事前に把握できることが円滑な避難行動に結びつくため、現在整備中の総合防災情報システムで避難所情報を集約し発信できる機能を備えることとしておりまして、今後、避難所における情報入力などの運用面について市町村と詳細に協議を進めてまいりたいと考えております。

また、ご提案の「避難ステーション」は、避難者の状況把握や避難生活の様々な相談に応えることなどを目的として、市町村が管理・運営する窓口と理解しており、京都府としては市町村が「避難ステーション」を設ける場合には、広域的な情報提供等により、市町村による避難先の斡旋や紹介などを支援できるよう努めてまいりたいと考えております。

---

## 4. コロナ禍における介護者（ケアラー）に対する支援について

---

### 質問要旨

我が国では施設での介護より、在宅での介護希望が強いためデイサービスなどの取組を充実してきた背景があるが、ケアラーの介護負担が増大し、社会的孤立が生じている。さらに、コロナ禍によって、介護負担が増大したという調査結果も報告される中、コロナ禍における介護者（ケアラー）に対する支援に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

（1）本府のケアラーの課題に対する認識と講じてきた支援策はどうか。また、本年3月には埼玉県で全国初のケアラー支援条例が施行されたが、本府もケアラーに対する支援を総合的かつ計画的に推進できるよう条例や計画の策定に取り組むべきと考えるがどうか。

（2）介護事業所等における感染拡大により各種介護サービスが受けられなくなった場合のフォローや、要介護者が感染した場合のケアの引継ぎ、ケアラーが感染した場合の施設等での要介護者受け入れなど、本府はコロナ禍で困難な状況にあるケアラーをどのように支援してきたのか。また、感染拡大が続く中、今後どのように対応体制を拡充するのか。

(3) 大学の研究グループの調査によれば、埼玉県内の公立高校生の20人に1人が、病気や障害等のある家族のケアをしていることが判明したが、本府にも同様の割合で一定数のヤングケアラーが存在すると考えられるため、イギリスの先進事例を参考として、早期発見の仕組みや、孤立を防ぐために行政と地域住民がともに支援する体制づくりなどが必要と考えるがどうか。

## 答弁

次に、コロナ禍における介護者への支援についてでございます。

厚生労働省の調査によりますと、同居で介護されている方の約3割が休息を十分にとれておらず、また、半数の方が介護等でストレスを感じておられるなど、介護者の負担が大きくなっております。また、共働き世帯の増加や晩婚化に伴い、介護による離職や、子育てと介護のダブルケアなど、新たな課題も生じております。

このような中で、介護者への支援は重要な課題であると認識しており、京都府では、介護者の負担軽減や仕事や子育てとの両立支援などの施策を推進しております。

例えば、介護者の負担を軽減するため、毎年約2千人のケアマネジャーに研修を行い、高齢者への介護サービスの提供にあたりましては、高齢者ご本人の介護の必要度だけでなく、共働きや子育て中など介護者の状況にも十分に配慮してケアプランを作成するよう指導しております。

また、介護者同士の交流を通して、悩みや不安を和らげることができるよう、市町村が行う介護者交流会やリフレッシュ事業を支援し、精神的な負担の軽減を図っているところでございます。

さらに、ワーク・ライフ・バランス推進企業の宣言・認証により、仕事と介護等を両立しやすい職場環境を整備するとともに、子育て世代包括支援センターと地域包括支援センターが連携し、子育て中の介護者への相談対応や情報提供等を一体的に行い、子育てと介護のダブルケアを支援しております。

介護者への支援策につきましては、支援の特性に応じて、高齢者健康福祉計画や認知症対策計画、障害福祉計画などに位置づけ、相互に連携して取り組んでおりまして、今後、計画の改定にあたり、他県の条例等も参考にし、内容の充実を図ることによりまして、総合的・計画的に施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍における介護者への支援についてでございますが、コロナ禍においても安心して介護サービスを利用できるよう、衛生用品の供給や職員への研修等、介護施設の感染症対策を支援しているところでございます。

また、施設で感染が発生した際には、市町村等と連携して代替サービスを確保するとともに、入院医療コントロールセンターが、感染者の病態や介護の度合いに応じて入院先を調整し、必要なケアの引継ぎを行っております。

高齢者と介護者を感染から守り、コロナ禍における介護負担が増加しないよう、今後はさらに、介護施設への徹底した積極的疫学調査と幅広い検査を実施し、感染の拡大を防止してまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラーについてでございますが、ヤングケアラーは、親や祖父母の介護や兄弟の世話等の悩みを一人で抱え込むことが多く、過度な負担から学校に通うことが困難になるなど、心身の発達や学業、進路等への深刻な影響が懸念されております。

しかしながら、介護を行う子ども自身も自分がヤングケアラーであることを認識していないなどの事情により、問題が顕在化しにくい傾向にあることから、ヤングケアラーの支援には、子どもの変

化に早く気づき、適切なサポートにつなげていくことが重要となります。

このため、学校では、教職員やスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーが、子どもの欠席や体調不良、成績低下等の変化を把握し、ヤングケアラーを発見した場合は、医療や福祉の関係機関と連携し、必要な支援を行うとともに、京都府総合教育センターや精神保健福祉総合センターにおいても相談・支援を行っております。

また、ヤングケアラーの背景には、家庭における様々な課題も見られることから、児童相談所の虐待相談や市町村の要保護児童対策地域協議会におきましても、子どもや家族の状況を把握し、ヤングケアラーへの見守りや、ケアが必要な家族への介護・障害福祉等のサービス提供につなげております。

今後さらに、国に対し、ヤングケアラーを含めた介護者支援の充実を要望するとともに、今後実施されます国の実態調査の結果を踏まえ、海外や他府県、民間の先進事例も参考にし、行政と住民との連携による幅広い支援策を検討してまいりたいと考えております。

---

## 5. 京都府立大学の将来を見据えた今後の整備方針について

---

### 質問要旨

京都府立大学施設整備基本構想や現在策定中の京都府立大学施設整備構想を踏まえた府立大学のハード・ソフト両面における整備が必要であり、ハード面では、施設のほかりモート授業がより多人数で円滑に実施できる通信網の整備、端末機器や電源を含むバックアップ機能の整備が、ソフト面では、生命環境学部の充実、新型コロナウイルスなどの感染症や先端技術の活用を含めた AI、IoT の研究などが考えられる。これらに加え、府立医科大学との連携等も視野に入れた大学の活性化も含め、魅力ある京都らしい新たな学部創設の検討など、府立大学の将来を見据えた今後の整備方針について、知事の所見を伺いたい。

### 答弁

次に、京都府立大学の将来を見据えた今後の方針についてでございます。

府立大学は、京都府における知の拠点として、また、府民に支えられる公立大学として、文理にわたる教育研究活動を通じて人材を育成するとともに、京都文化の発信や産業振興など、研究成果を地域に還元することで、府民の期待に応えていくことが重要であると考えております。

現在府立大学では、昨年度策定した「将来構想基本計画」等を踏まえ、時代の要請や新たな地域ニーズに対応できるよう教育研究体制の改革を進めているところであり、学部・学科のあり方につきましては、

- ・ 京都学や和食文化といった京都ならではの教育研究の推進
- ・ 人口減少局面における社会制度、政策、福祉のあり方の探求や、
- ・ 分子レベルからの生命活動の探求

など、大学の特色・強みを活かした地域への貢献が可能となるよう、既存分野に文理融合系を加えた再編も視野に検討を進めておられます。

また、教育研究を支える施設の整備につきましては、

・下鴨キャンパスにおきましては、老朽化施設の単なる建替ではなく、北山エリア整備基本計画に基づき、景観や建物の調和にも配慮した施設とすること、

・精華キャンパスにおきましては、バイオ研究と産学公連携の拠点となる施設とすることなどについて、府立大学で検討が進められているところでございます。

また、府立医科大学との連携につきましては、教養教育の共同化や、両大学に共通する健康分野をテーマとした共同研究などを進めてまいりましたが、今後さらに、両大学の強みや特性を活かした取組を進めていくことが必要と考えております。

京都府といたしましては、府立大学が、現在検討を進める学部・学科の再編や施設の整備により、時代の要請に応え、学生に選ばれる大学となり、将来にわたり府民の期待に応えられる大学として発展していけるよう必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

---

## 6. 京都グローバル人づくり事業について

---

### 質問要旨

京都グローバル人づくり事業に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) コロナ禍における英語によるコミュニケーション能力育成強化学業の現在の進捗状況はどうか。また、小中学校の英語授業のICT化が進む中、高校においてもICTを活用した、新たな英語教育の構築が必要と考えるがどうか。

(2) 留学等で海外を訪れ、実際に他国の文化や生活に触れる体験は、バーチャルの世界では得難いものの、コロナ禍で留学できない状況が続いたとしても、子どもたちの学びの機会が減らないよう、留学に代わる支援策を検討すべきと考えるがどうか。

(3) 例えば、バーチャルでの留学や語学研修などの新たな取組を推進すれば、それらを通じて学べる生徒の裾野が広がるとともに、特別支援学校などの障がいがある生徒も参加しやすくなる。バーチャルであっても学校間で単位互換ができれば、高校生の留学や英語教育はもとより、文化交流などにも新たな可能性が広がると考えるがどうか。

### 答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

京都グローバル人づくり事業についてでございます。

これまで重視されてきた、英語を読むこと、書くことに加え、聞くことや話すことなども加えた4つの技能を基盤として、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図るとともに、多様な文化を理解し尊重する資質や能力を備え、自分の考えを自信を持って発信できる人材を育成することが重要であります。

こうした中、小学校における英語教育の実施にあたっては、学級担任だけではなく、英語のみを担当する、いわゆる専科教員である英語教育推進教員も配置しながら取り組んできており、コロナ禍においては、各学校において、適切な距離をとるなどの工夫もしながら、新学習指導要領が求める対話中心の授業が展開されているところでございます。

今後の高校における英語教育については、小学校からの学びの連続性を重視するとともに、デジタル教材を積極的に取り入れた授業やタブレット端末等を用いたパフォーマンステスト、更には、海外の学校とオンラインで繋ぎ、即興でやり取りをするなど、ICTを活用した教育の推進に努めて参りたいと考えております。

次に、留学に関する取組についてでございます。実際に海外を訪れ、生活体験を重ねて異文化を理解することは大変意義深いことであると考えておりますが、今年度はコロナ禍によりやむを得ず各種留学支援事業を中止したところでございます。

これに代わるものとして、既存事業を組み替え、国内で留学体験ができるプログラムを検討しているところであり、例えば、京都に在住する外国人留学生とグループセッションを行う場を設けたり、オンラインで現地の生活に触れることができるバーチャルでのホームステイや海外トップ大学キャンパスツアーを実施したりするなど、オールイングリッシュの取組を行いたいと考えております。

このバーチャル方式を取り入れたプログラムを、海外で活躍しようとする生徒の意欲を育てる新しいハイブリッド型留学に発展させるとともに、これまで在籍校での授業や部活動、経済的な負担などから海外留学に挑戦しにくかった生徒にとっても、参加しやすい留学事業につなげていきたいと考えています。

また、グローバル人材の育成を目的とした事業において先日、鳥羽高校と福知山高校でICTを活用してオーストラリアのクイーンズランド工科大学の教授による遠隔授業を実施しました。「文化の多様性」についての講義を受けた後、生徒同士のディスカッションを行い、オーストラリアと日本の文化の違いについて理解を深め、多文化共生社会の実現を考える貴重な機会となりました。単位互換については、教育制度の内容が大きく異なるため、実現はなかなか困難ではありますが、バーチャルでの取組は様々な可能性を広げてくれることから、高い英語力を身につけさせるだけでなく異文化理解を促進する手段としても活用を図っていきたいと考えております。

---

## 7. 通学における教科書等の荷物の重さによる健康への懸念について

---

### 質問要旨

通学における教科書等の荷物は、この15年程で教科書のページ数は小学校で5割、中学校でも3割増加し、来春の教科書は2004年度の検定以降で最多になると聞く。児童生徒の教科書や学用品などの携行品に関し、国は2018年9月に身体の健やかな発達に影響が生じかねない懸念があると指摘し、必要に応じ適切な配慮を講じるよう全国の教育委員会に通知したが、通学における教科書等の荷物の重さによる健康への懸念に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 教科書を含む通学時の手荷物の扱いは、各学校長に対応が委ねられていると聞くが、通学時の荷物の重さによる生徒への影響をどのように認識しているのか。

(2) 健康上の課題も指摘される中、子育て環境日本一を目指す本府として、各市町村教育委員会との連携により、設置スペースを有する学校については、ロッカーの設置など、通学の負担軽減措置を計画的かつ早急に進めるべきと考えるがどうか。

### 答弁

次に、児童生徒の通学時の携行品についてであります。

議員御指摘のとおり、学習内容や写真・図表の充実に伴って教科書が大きくなり、また、ページ数が増えたことにより、従前と比べて携行品が重くなっていると考えております。

こうしたことから、通学時間の長い児童生徒が、多くの携行品を持って通学する負担に対する配慮が必要であると認識しており、国の平成30年9月の通知を受け、府教育委員会としましても、各府立学校及び各市町教育委員会に対し、適切な対応について通知を行ったところです。

小・中学校におきましては、保護者にも御理解、御協力をいただきながら、国語や算数・数学など宿題を出す教科を除き、教科書や資料集のほか、実技教科で使用する道具をその都度持ち帰らないようにしたり、児童生徒ごとにボックスを用意し、学校に置いておく教科書や学習用具を管理したりするなどの対応が行われております。

また、ロッカーの設置については、府が所管します府立高校では多くの場合、物理的な設置スペースの確保の問題等から、設置が難しい状況も見られますが、この間、教室の後方や廊下等に新たにロッカーを設置してきた事例もあり、学校の状況も踏まえながら整備を行っているところです。府教育委員会といたしましては、各学校における対応事例を踏まえ、市町教育委員会に対し、機会を捉えて指導助言を行うとともに、GIGAスクール構想による1人1台端末環境の実現を契機とした、デジタル教科書やデジタル教材の普及も見据えながら、児童生徒の学びの充実と負担の軽減に努めて参りたいと考えております。